

英国（イングランド・ウェールズ）における親権・監護権に関する法令および関連条文の概要

田巻帝子・南方 暁

1. 英国¹の現代親子法

英国における親（子の保護に当たる者）が子の監護養育に対して有する法的権限に関して、基本法となるものは、1989年子ども法（Children Act 1989、以下、子ども法）²である。子ども法は、子に関する法を簡素化し、より一貫性・柔軟性をもたせ、子を中心に考えて最適な判断がなされるようにする目的で包括的に制定されたもので、1991年から施行されている。子ども法に關係する諸法の中にも子の監護養育に関する条項が規定されているが、それらの条項は子ども法の原則と条項を前提としている。子ども法制定以降も、新たな関連法規の立法³により子ども法は修正されている⁴。

英国法では「親権」として、従来は様々な条文に「親の権利と義務（parental rights and duties）」、「権力と義務（powers and duties）」或いは親の「権利と権限（rights and authority）」が混在していたが、子ども法の制定により「親の責務（parental responsibility）」概念が新たに導入され、統一された。

親権（「親の責務」）の対象となる子は原則として18歳未満の未成年者である（子ども法第105条1項）。但し、事がらや他の法律によって「子」の扱いが異なり、例外規定もある。

2. 英国の親子法の特徴

(1) 子ども法の特徴

子ども法制定の主原則は「必要最小限の公的介入以外は、親の許で生活全般に亘って監護養育されることが最適であること」であり、その原則を反映した特色を以下のようにまとめることができる：①「親の責務」概念の導入、②未婚の父に（母と）共同の責任を持たせること、③子の監護養育に関する私法（private law）と公法（public law）を統合し

¹ 本報告での英国とはイングランド・ウェールズのみを指すことにする。

² 本稿と関係のある1989年子ども法、1973年婚姻事件法（Matrimonial Causes Act 1973）、2010年イングランド・ウェールズにおける高等裁判所、県裁判所および治安判事裁判所における家事手続に関する規則（Family Procedure Rules 2010 (SI 2010/ 2955)）の条文は添付資料を参照のこと。

³ 例えば2002年養子及び子ども法（Adoption and Children Act 2002）、2006年子ども及び養子法（Children and Adoption Act 2006）、直近の2014年子ども及び家族法（Children and Families Act 2014）など。

⁴ 英国の立法は日本のやり方と異なり子に関する諸条項が一つの体系的な法（民法）に組み入れられているわけではなく、基本法である子ども法と連動して婚姻法（Matrimonial Causes Act 1973 Chapter 18 Part 1）など他の制定法と複雑に入り組んでいる。また、周知のとおり、英国法は制定法に定めがないところなど、コモン・ロー（先例の判決理由を参照して個別の事例を判断）による解釈がなされている。したがって、親権法の詳細については本稿で触れていないところや子ども法以外の各法やその実施細則（Practice Directions）等及び判例を見る必要がある。

て規定したこと、④子の監護養育に関する決定の際に裁判所は、子の福祉を最優先する判断・考慮をしなくてはならないこと（子ども法第1条。考慮事項リスト welfare check list を含む。）、⑤子とその家族の支援を行う地方当局（local authority）の機能強化、⑥子育てにおいて家族と協調・連携するパートナーシップ関係の強調、⑦子の保護や子の福祉を最優先するため、公的機関の適切かつ迅速な対応に関する規定、⑧子を監護養育するのは親が第一であること、などである。

また、監護（custody）の用語は廃され、代わりに子ども法第8条に定める居所に関する決定（residence order）、交流決定（contact order）が置かれ、また、非同居親と子との面接交渉（access）は面会交流（contact）に変更されるなど、子の監護養育における具体的な事項を示す言葉は、①の「親の責務」同様に概念・用語の整理・置換がなされた。

その後、社会の変化や法実務の要請から2011年11月に出了された Norgrove 委員長らによる家族法再検討委員会報告（Family Justice Review）⁵に基づき、子ども法の基本理念（子の福祉最優先の原則）に立ち戻ることを狙いとして、2014年3月13日に国王裁可・4月22日施行の子ども及び家族法（Children and Families Act 2014、以下「2014年新法」とする）による法改正がなされた。同法により、上記の居所に関する決定と交流決定が廃され「子に関する取り決め決定（child arrangements order）」が新設された（同法第12条）。また、上記⑥や⑧に関連して、子育てには両方の親が関与することが子の福祉にかなうことが強調された（同法第11条）。

(2) 「親の責務」の特色

「親の責務」は従来の子に対する親の「権利」から子に対する親の「責任」へと比重を積極的に移行させることを意図して規定されたものである。そのため、親の責務は、親のためではなくもっぱら子のために行使されなければならない。

a) 「親の責務」の内容：子ども法第3条1項で「親の責務」は「法に照らして子の親が子と子の財産に関して有するすべての権利、義務、権力、責任及び権限」と包括的な定義がなされている。実際には、子をしつけること、子の教育、宗教あるいは治療などに関して重要な決定を行う責任や財産の適切な管理責任を親に課すものであり、そこには日常生活の大小さまざまな決定が含まれる（別添資料 1~5 参照）⁶。したがって、決定が必要となる事項は子の成長や状況によって変化するので多様なものとなる。特に、子の成熟度や事項によっては子自身の判断や意思が尊重され、「親の責務」に該当しないあるいは「親の責務」行使が制限される場合がある（1985年ギリック事件⁷参照）。反対に、18歳以上であつても学費など子への経済的な援助に関して「親の責務」に含まれるとする例外規定が

⁵ 最終版及びエグゼクティブ・サマリー（2011年11月3日公表）、司法省ウェブサイト <https://www.gov.uk/government/publications/family-justice-review-final-report> より入手可。

⁶ 「親の責務」の内容は、日本法における「親権」の内容とほぼ同じと言ってもよいが、行使の主体や行使に対する公的介入の方法などについては、日本の法制度とは異なる要素が多く見られると言えよう。

⁷ *Gillick v West Norfolk & Wisbech Area Health Authority and Department of Health and Social Security* [1986] AC 112. HL.

ある（子ども法 Sch.1, para.16）。

b) 「親の責務」の取得・行使：子の母親（子を分娩した者）は常に「親の責務」を有する。子の父親は、①母親と婚姻している場合、子の出生時に自動的に取得する他に、②母親の同意を得て子の出生証明書の父親欄に登録された場合、③母親と「親の責務」合意書（parental responsibility agreement）を作成した場合に「親の責務」を有することができる。母親が「親の責務」取得に同意しない場合には、父親は裁判所に「親の責務」決定（parental responsibility order）の申立をすることができる。子の母親の同性パートナーは、①母親と婚姻⁸或いは同性パートナーシップ登録をしていて母親が生殖補助医療により子を設けた場合（2008年ヒトの受精及び胚研究に関する法律（Human Fertilisation and Embryology Act 2008、以下「HFEA2008」とする）の第42条に基づき子の法的親となる者）、②HEEA2008第43条に基づきそのパートナーが二番目の法的親（「第43条親」となることに母親が同意して共同で生殖補助医療により子を設けた場合、並びに③1996年家族法改正法（Family Law Reform Act 1996）第1条(3)により生殖補助医療を開始した後から子の出生前までに子の母親と婚姻或いは同性パートナーシップ登録をした者は、子の出生時に自動的に取得する。これ以外の母親の同性パートナーは、未婚の父親と同様の手続で「親の責務」を取得する。

なお、「親の責務」は父母・事実上の父母・後見人・他の者・機関など、親以外の者も取得・行使することができる。特に地方当局は、子に関する監護養育決定（care order）により「親の責務」を有し、「親の責務」の行使の範囲について決定することができる（子ども法第33条3項）。また複数の者が「親の責務」を同時に有することは妨げられず、他者が「親の責務」を取得したことをもって喪失することもない。子と同居することで実際に監護養育を行う者とみなされるため、裁判所から「子に関する取り決め決定」（子ども法第8条）で子が同居する者と指名された者（及び子と非同居であるが子と共に過ごしたり交流（contact）したりする者と指名された者の両方を含む）は「親の責務」を取得する（子ども法第12条・2014年新法 Sch2, para21）。また、母親が死亡した場合は、母親もしくは裁判所によって後見人（guardian）に指名されると「親の責務」を取得する（母親は生前に後見人を指名することができる）。

複数の者が同時に「親の責務」を有していても、他の者に相談なく各人が「親の責務」を行使することが理論的には可能であるが（子ども法第2条7項）、裁判所は子の姓変更など重要な決定事項に関して適切な判断をすることが出来るとされる。他の者の「親の責務」行使に対して不服ある場合は、子ども法第8条決定の特定事項に関する決定（specific issue order）や禁止措置決定（prohibited steps order）等によりで裁判所に異議を申し立てることができる。もし子が養子収養されていた場合や国外に連れ出されている場合には、その両親の同意や裁判所の許可を必要とする特別の法律が適用される。

(3) 子ども法：公的機関が介在する場合（public law case）

子ども法第3部は子の保護に関して公的機関（地方当局 local authority）が負うべき責

⁸ 2013年婚姻（同性カップル）法（Marriage (Same-sex Couples) Act 2013）は2013年7月17日国王裁可、2014年3月29日より施行されている。

務を規定しており、地方当局は「保護が必要な子 (children in need)」を発見した場合、子の保護を図るために適切な生活の場や監護養育を提供する措置をとらなくてはならない。具体的には、子が適切な監護養育を受けていないために放任状態となっている、子に対する父母（保護者）による虐待状況が見られる、あるいは子の心身に対して害を及ぼすような事実が生じた場合、地方当局が子の保護を目的として積極的な対応をとることになる。その場合、父母（保護者）の監護養育をめぐる法的地位との衝突が起こることになる。

子の監護養育をめぐる子供の福祉あるいは利益を保護する必要がある場合、地方当局が中心となって介入がなされる。子ども法第 31 条により監護養育決定 (care order) あるいは監督決定 (supervision order) により子の保護が図られるほか、保護に緊急性が認められるときには子ども法第 44 条による緊急保護決定 (emergency protection order) によって子の福祉を確保することになっている。

また、実親の「親の責務」を喪失させることなく、現実には特別後見人 (special guardian) に子の監護養育についての「親の責務」を行使させる特別後見決定 (special guardianship order) (子ども法第 14A 条~14 F 条) の制度がある。その場合、特別後見人は排他的に「親の責務」を行使することができ、実親の「親の責務」行使は相当の制約を受けるものとされている。

このように公的機関が子の保護を目的として家族生活に関与することに関し、1973 年のマリア・コルウェル事件以降、積極的な関与が求められた反面、その後の一連の児童虐待事件では謙抑性が強調されるなど、現在にいたるまで、公的機関の関与をめぐる位置づけは右に左に揺れた歴史が見られる。子の保護と家族のプライバシー保護などとの調整が必要であり、1998 年人権法では、何人も自己の私生活、家族生活、人々との交流を尊重する権利があるとされている点からも⁹、公的機関による関与には慎重な手続きや当事者の保護規定がおかれている。

なお近年の動きとして、子の保護が求められる事態には特に遅延なく迅速な対応が重要かつ不可欠であることから、公的機関が関与する子の監護養育に関する手続の流れ (PLO: Public Law Outline) の指針が 2008 年から導入されているが、2014 年新法第 14 条により更新され、「原則 26 週間以内」に完了することと短縮された (子ども法第 32 条、PLO については Practice Direction 12A 参照)¹⁰。

3. まとめと最近の動き

上述したように、現行の英国親権法は 1989 年子ども法の主原則に基づき、子を中心に考えること、何よりも子の福祉を最優先させ子の利益にかなうかどうかを判断基準とすることを核としている。その実現のためには、親が第一に子育ての責任及び義務を有し、それを行使することが重要であり、またそのことが子にとって最良であるとされている。ただし、親であっても、子の福祉・利益に照らしてその親が「親の責務」を保持・行使することが適切でない場合には、親以外でより適切な者がその責務を担当することができる¹¹

⁹ Human Rights Act 1998 Schedule 1 参照。

¹⁰ 別添資料図 1 の「子ども保護手続の流れ Public Law Outline (原則 26 週間以内)」フローチャート参照。

¹¹ したがって、英国法の下では「親であること」と「『親の責務』を保持・行使すること」

として、あくまでも子を中心に考えて実質的に親権者を定めているところが英国法の特徴である。

また、社会の情勢やニーズに照らして部分的な条文の加除を行う法改正を重ねており、2014年新法により以下のような新たな内容が盛り込まれている。

第一に、上述したように、子育てには常に両方の親による関与が子の福祉にかなうとさらに強調され「共同の親業行使 shared parenting」の前提が盛り込まれた（子ども法第11条）。これまで、子に対する関与・責任の度合について、法は具体的に言及しておらず、当事者間での話し合いによる取り決めや解決が推奨され、裁判所の決定（介入）をしない原則（no-order principle）が用いられてきた。これに対し、特に子と別居している側の方から「共同」の内容は両親が50/50の同割合であるべきという議論もあったが、2014年新法でも明文化されず、子ども法第1条に2A項、2B項が新設され、裁判所は当該親による「子とのかかわり（involvement）」がその子の生活において更なる福祉につながるかを考慮して判断すること、それぞれの親による「かかわり」は明示的な時間配分はなく直接・間接を問わない性質のものであると規定された。

第二に裁判所手続等の実務面において、裁判外紛争処理の代替手段で自主的な解決を推奨する傾向を受け、2014年新法では、裁判所への申立をする前に「家事事件に関するメディエーション制度の事前情報提供及び利用の判断打ち合わせ（Family Mediation Information Assessment Meetings: MIAMs）」を経ることが必須要件となった（2014年新法第10条(1)）。これは、裁判所への申立ではなくメディエーションなどの手段を実際に利用させるための導入手続といえる。メディエーションについての情報を提供しつつ、当事者が自身の問題について整理をし、いかなる問題解決方法が適切かを考えさせる機会を設けるもので、「短時間で終了する」という説明がなされている（MIAMsの実務手引き Practice Direction 3A - Family Mediation Information and Assessment Meetings (MIAMs)参照¹²⁾）。

別添資料

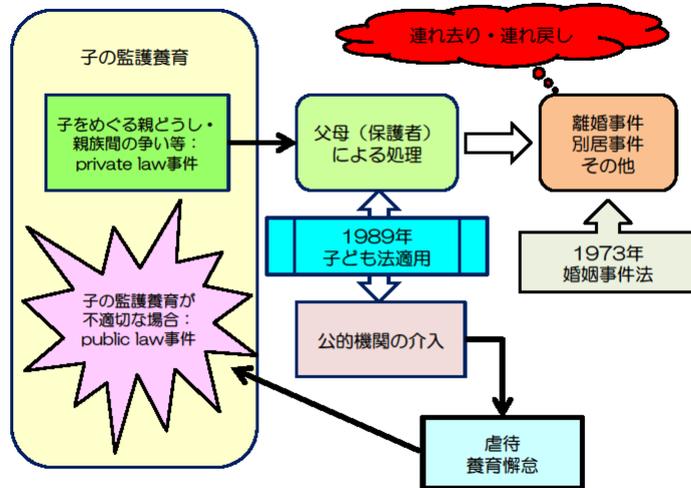
	関係制定法など
資料 1~5	「親の責務 Parental Responsibility」内容ならびに統計データ
図 1	Private law case ならびに public law case に関する手続概略図

は別であり、いずれにも該当する場合や一方のみに該当する当事者がありうる。

¹² 司法省ウェブサイト http://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/family/practice_directions/pd_part_03a

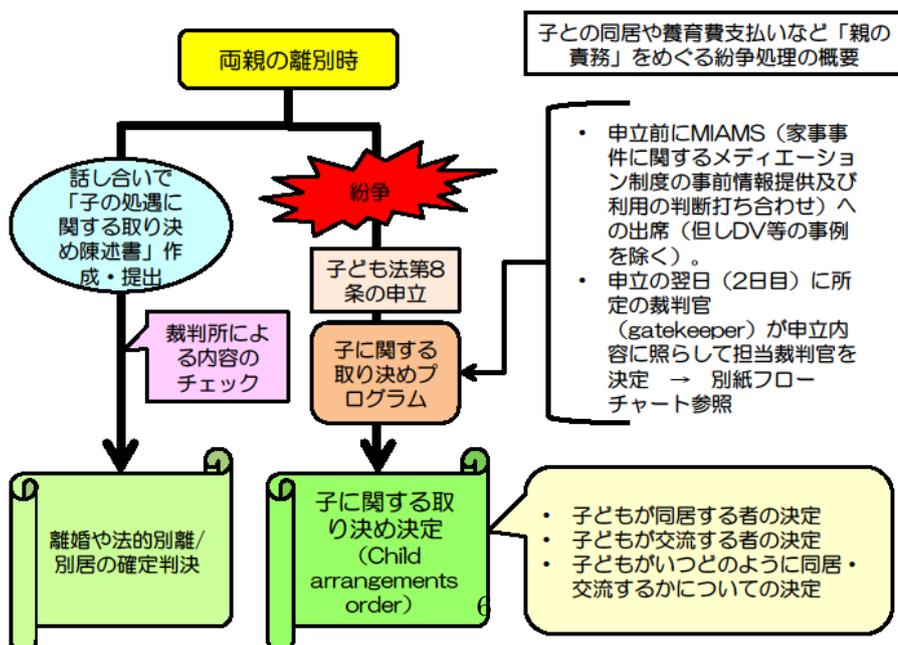
補足資料

(1) 1989年子ども法が対象とする private law 事件及び public law 事件



- 父母の間で子の処遇が問題となるのは、「Private law 事件」として扱われるが、通常、父母は子の監護に関して不適切な行動をとっているものではない。他方、「Public law 事件」として扱われるものは、子の保護に責任をもつ者がいない場合や、子が虐待に遭っている場合など、子の利益保護のために公的機関が関与する必要がある事件である。
- 父母の離婚や別居にともなう「連れ去り」「連れ戻し」紛争は、公的機関は通常関与する余地がないので、「Private law 事件」として扱われる。

(2) 両親の離婚／別離時の「親の責務」



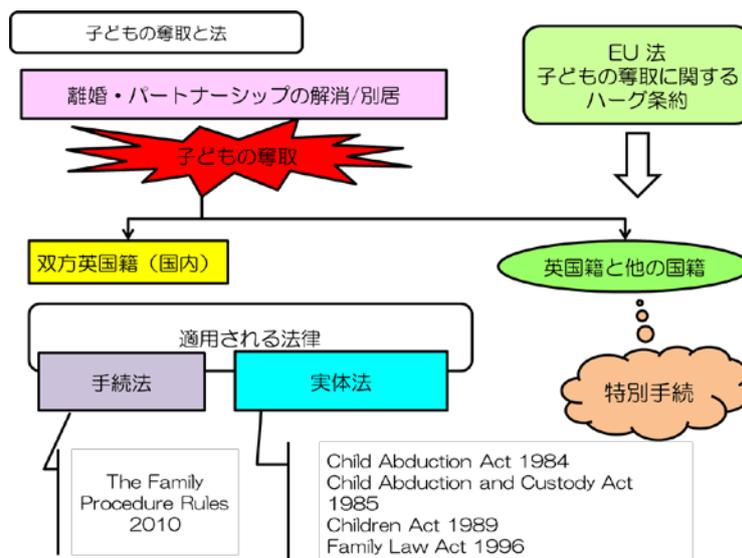
- 父母は離婚に当たって裁判所による判決を得る必要があり、「親の責務」についても詳細な取り決めをするよう求められる。離婚申立書類の中に所定様式の「子の処遇に関する陳述書 (Statement of arrangements for children)」があり、父母は子との同居や教育についてなど「親の責務」に関する諸事項について合意した内容をそこに記入することになる。ここで該当する子は原則として（障がいがあるなどの場合を除き）16歳未満及び16歳の子である。
- 合意が成立しない場合には、裁判所に子ども法第8条の「子に関する取り決め決定」の申立を行うことになる（以下の手続を含め、別紙資料「子に関する取り決め決定プログラム」フローチャート参照）。
- 裁判所手続よりもメディエーション等の裁判外紛争処理の可能性が優先され、申立前にMIAMS (The Mediation Information And Assessment Meeting) *への出席が義務付けられている。
- 申立がなされると所定の裁判官 (gatekeeper) は申立内容に照らし、迅速な対応の必要性、当事者及び子の居所、事例の複雑性などを勘案してもっとも相応しい担当裁判官を決定する。また、申立は子の安全保護について確認するために CAFCASS (Children and Family Court Advisory and Support Service) **の調査官にも送られ、17日間以内に調査報告書を作成提出するように求められる。安全保護対策チェックリストについては2014年新法 Paragraph 13 参照。CAFCASSの調査官は紛争処理期日の第一審理までは直接子と接触はしない。
- 通常は申立から5週目（遅くとも6週目まで）に紛争処理期日の第一審理 (FHDR: The First Hearing Dispute Resolution Appointment) が開廷され、CAFCASS 調査官が同席する。また同調査官は開廷に先立ち、双方当事者と別々に面談するものとされる。
- 同上の審理においては、常に何がその子の最善の利益となるかを中心に、事実確認を含めて様々な事項について検討される。さらに審理過程において、双方当事者による歩み寄り・話し合いで合意できそうな事項があり、適切かつ安全と判断されれば、CAFCASS 調査官が合意形成を推し進める手筈をとることになっている。
- 裁判所の精査なしに決定がなされることはなく、また CAFCASS や地方当局による調査報告において、何らかの子の福祉に関する事項や検討を要する特別な事項があれば、裁判所は CAFCASS に対して更なる調査報告書の提出を命じることがある。
- その他に、専門家による報告書が必要な場合に提出を求められることがある。また、こうした裁判所手続においては子自身の希望や気持ちを聞くことが何よりも重要であるとされ、(子の成熟度によっては) 子が手続について理解しているかどうか、どのような気持ちであるか、どのように手続に参加することができるか (例: 裁判官と面談すべきか、自身の気持ちや考えについて裁判所に手紙を書くことが望ましいかなど)、誰が子に審理の結果等について伝えることがよいかなどについて、裁判所が確認することとしている。
- 裁判所は、こうした手続を経て「子に関する取り決め決定」を行う

* 2014年新法で導入された「家事事件に関するメディエーション制度の事前情報提供及

び利用の判断打ち合わせ」である（CFA 2014 第 10 条(1)）。

** Children and Family Court Advisory and Support Service (<http://www.cafcass.gov.uk/>) は、家族紛争の当事者に関する支援・調査などを行う、裁判所とは独立した公的専門機関であり、以前は教育省下の管轄にあったが、2014 年 4 月からは司法省の所轄へと移行した。

(3) 子の奪取



- 父母の離婚との関係では、婚姻事件法（Matrimonial Causes Act 1973）は実体法に含まれる。